

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【公表番号】特表2016-511088(P2016-511088A)

【公表日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-023

【出願番号】特願2016-500885(P2016-500885)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/38

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月3日(2017.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人工肘であって、

上腕骨及び尺骨の一方に対する取り付けのための第1の軸要素と、

前記上腕骨及び前記尺骨の他方に対する取り付けのための第2の軸要素と、

前記第1の軸要素と前記第2の軸要素との間に配置されて前記第1の軸要素と前記第2の軸要素とを結合し、前記第1の軸要素と前記第2の軸要素との間の第1の軸線周りの相対運動を可能とする接続部と、

該接続部から延びて前記第1の軸線から偏心した回転軸線を有する関節丘と、を具備する人工肘。

【請求項2】

前記関節丘が、第1の関節丘要素と第2の関節丘要素とを含む、請求項1に記載の人工肘。

【請求項3】

前記第1の関節丘要素が、前記第2の関節丘要素に回転可能に取り付けられた、請求項2に記載の人工肘。

【請求項4】

前記第1の関節丘要素が、前記第1の軸線から偏心した回転軸線を有し、前記第2の関節丘要素が、前記第1の軸線と略同心の回転軸線を有する、請求項2に記載の人工肘。

【請求項5】

前記第1の関節丘要素及び前記第2の関節丘要素の一方が、突部を有し、前記第1の関節丘要素及び前記第2の関節丘要素の他方が、前記突部を回転可能に受け入れるように操作可能な凹部を有する、請求項2に記載の人工肘。

【請求項6】

前記突部及び前記凹部の少なくとも一方がテーパ部を有し、前記テーパ部が、第1の状態において前記第1の関節丘要素と前記第2の関節丘要素との間の相対的回転を可能とし、第2の状態において前記第1の関節丘要素と前記第2の関節丘要素との間の相対的回転を制限する、請求項5に記載の人工肘。

【請求項7】

前記突部及び前記凹部が、前記第1の軸線からオフセットされた回転軸線をそれぞれ有

する、請求項 5 に記載の人工肘。

【請求項 8】

前記突部及び前記凹部が、前記第 1 の関節丘要素の中心軸線からオフセットされ、且つ、前記第 2 の関節丘要素の中心軸線からオフセットされた回転軸線をそれぞれ有する、請求項 5 に記載の人工肘。

【請求項 9】

前記第 1 の関節丘要素と前記第 2 の関節丘要素との間に配置された中間関節丘要素を更に具備する、請求項 2 に記載の人工肘。

【請求項 10】

前記中間関節丘要素が、前記第 1 の関節丘要素に対して回転可能に取り付けられて前記中間関節丘要素の中心軸線からオフセットされた第 1 の突部と、前記第 2 の関節丘要素に対して回転可能に取り付けられて前記中間関節丘要素の前記中心軸線からオフセットされた第 2 の突部と、を有する、請求項 9 に記載の人工肘。

【請求項 11】

前記第 1 の突部及び前記第 2 の突部が互いにオフセットされた、請求項 10 に記載の人工肘。

【請求項 12】

人工肘であって、

上腕骨及び尺骨の一方に対する取り付けのための第 1 の軸要素と、

前記上腕骨及び前記尺骨の他方に対する取り付けのための第 2 の軸要素と、

前記第 1 の軸要素と前記第 2 の軸要素との間に配置されて前記第 1 の軸要素と前記第 2 の軸要素とを結合し、前記第 1 の軸要素と前記第 2 の軸要素との間の第 1 の軸線周りの相対運動を可能とする接続部と、

前記第 1 の軸要素及び前記第 2 の軸要素の一方と共に前記第 1 の軸線周りで回転可能な第 1 の関節丘要素と、

該第 1 の関節丘要素に対して第 2 の軸線周りで回転可能な第 2 の関節丘要素と、を具備する人工肘。

【請求項 13】

前記第 2 の軸線が前記第 1 の軸線から偏心した、請求項 12 に記載の人工肘。

【請求項 14】

前記第 2 の軸線が前記第 1 の軸線からオフセットされた、請求項 12 に記載の人工肘。

【請求項 15】

前記第 2 の軸線が前記第 1 の軸線とは異なる請求項 12 に記載の人工肘。

【請求項 16】

前記第 1 の関節丘要素及び前記第 2 の関節丘要素の一方が、突部を有し、前記第 1 の関節丘要素及び前記第 2 の関節丘要素の他方が、前記突部を回転可能に受け入れるように操作可能な凹部を有する、請求項 12 に記載の人工肘。

【請求項 17】

前記突部及び前記凹部の少なくとも一方が、テーパ部を有し、該テーパ部が、第 1 の状態において前記第 1 の関節丘要素と前記第 2 の関節丘要素との間の相対的回転を可能とし、第 2 の状態において前記第 1 の関節丘要素と前記第 2 の関節丘要素との間の相対的回転を制限する、請求項 16 に記載の人工肘。

【請求項 18】

前記突部及び前記凹部が、前記第 1 の軸線からオフセットされた回転軸線をそれぞれ有する、請求項 16 に記載の人工肘。

【請求項 19】

前記突部及び前記凹部が、前記第 1 の関節丘要素の中心軸線からオフセットされ、且つ、前記第 2 の関節丘要素の中心軸線からオフセットされた回転軸線をそれぞれ有する、請求項 16 に記載の人工肘。

【請求項 20】

前記第1の関節丘要素と前記第2の関節丘要素との間に配置された中間関節丘要素を更に具備する、請求項12に記載の人工肘。

【請求項21】

前記中間関節丘要素が、前記第1の関節丘要素に対して回転可能に取り付けられ、且つ、前記中間関節丘要素の中心軸線からオフセットされた第1の突部と、前記第2の関節丘要素に対して回転可能に取り付けられ、且つ、前記中間関節丘要素の前記中心軸線からオフセットされた第2の突部と、を有する、請求項20に記載の人工肘。

【請求項22】

前記第1の突部及び前記第2の突部が互いにオフセットされた、請求項21に記載の人工肘。